

特定農林水産物等登録簿

登録番号	第 66 号	登録年月日	平成 30 年 8 月 6 日
申請番号	第 145 号	申請年月日	平成 29 年 10 月 18 日
特定農林水産物等の区分	第 20 類 木炭類 黒炭		
特定農林水産物等の名称	岩手木炭（イワテモクタン）、岩手切炭（イワテキリズミ）、Iwate Mokutan、Iwate Kirizumi、IWATE CHARCOAL		
特定農林水産物等の生産地	岩手県		
特定農林水産物等の特性	<p>「岩手木炭」は、岩手県内で県内産の原木を使用して生産された黒炭である。木炭は、その製炭方法の違いによって黒炭と白炭に区分されるが、国内の一般的な黒炭の炭化温度が 400～700 度であるのに対し、「岩手木炭」は高温（約 800 度）で製炭されているため、炭素割合が概ね 90%（社団法人全国燃料協会が定めた「燃料用木炭の規格（黒炭）」では、75%以上）と高く、燃焼時の煙や炎、臭いが最小限に抑えられており、燃焼後に残る灰も少ない。</p> <p>また、材質が硬く木炭に最適なナラやクヌギのみを原木に使用しており、炭質が硬く火持ちが良い。（添付資料 1：「木炭成分分析結果」）</p> <p>さらに、岩手県独自で開発した岩手窯、岩手大量窯を使用し、窯内を均質な温度に保ち時間をかけて丁寧に製炭することで、原木の全体が均等に炭化され、炭質が良く締まり割れが少ない。樹皮の附着も多いことから着火も容易である。</p> <p>木炭研究の第一人者である岸本定吉林学博士の書籍には、「『木炭の岩手』と言われるくらい品質の良い木炭が大量に製炭されている。昭和 32 年には、173,246 トンの木炭を焼いた記録がある。（中略）岩手県木炭協会は検査機関、技術指導態勢、その販売にいたるまで完備した団体で、岩手県の木炭の品質改良に大きな功績を残している。この強固な団結、統制力が、個人生産、へき地のバラバラ生産をよく取りまとめ、今日の『岩手の木炭』の名声を得るにいった。」とその品質の高さが紹介されている。（引用書籍：岸本定吉「炭」1998 年初版発行）</p> <p>終戦後から開催されていた全国木炭品評会では、団体優勝をはじめ常に上位入賞を果たしてきた。その後、エネルギーの消費構造の変化によって、木炭の生産量は減少し木炭品評会の開催が中断されたが、平成 2 年に岩手県単独での木炭品評会を再開し、林野庁長官賞を授与されている。</p>		

	<p>平成 18 年度からは参加条件である出品点数 100 点以上を全国で唯一満たしている木炭品評会として、農林水産省と公益財団法人日本農林漁業振興会が開催している農林水産祭へ参加しており、現在まで毎年、農林水産大臣賞及び林野庁長官賞を授与されている。（添付資料 2：「受賞歴一覧表」）</p>
<p>特定農林水産物等の生産の方法</p>	<p>(1) 原木の樹種 岩手県産の「ナラ」又は「クヌギ」を使用する。</p> <p>(2) 生産の方法 「岩手窯」又は「岩手大量窯」を使用する。</p> <p>(3) 出荷規格 精煉度が 8 度以内の炭質であること。 精煉度は炭化の度合いを示す。木炭表面の電気抵抗を 0～9 度の 10 段階で表示したものである。</p> <p>(4) 最終製品 岩手木炭の最終製品としての形態は木炭（黒炭）である。</p>
<p>特定農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由</p>	<p>岩手県は、森林資源が豊富で、古くから木炭の生産が盛んな地域であった。現在も、岩手県の森林面積は、総面積の 77%を占めており、全国平均の 67%を大きく上回っている。さらに、岩手県の素材生産量は、全国で 3 番目に多く、素材生産量に占める広葉樹の割合が 22%と全国平均の 11%に比べ極めて高い。（林野庁：平成 27 年度木材需給報告書）</p> <p>岩手県は、古くから木炭生産が盛んではあったが、昔は、各生産者で窯の構造が統一されていなかったことから、岩手県木炭協会が主導し、昭和 28 年から新たな製炭窯の開発研究を行い、昭和 31 年に岩手窯を完成し、その後も改良を重ねて昭和 39 年に岩手大量窯へと発展させた。岩手窯は、窯内の熱対流まで考慮した独自の構造によって、窯内の温度が均等化され良質で安定した品質の木炭が生産可能であるとともに、製炭操作も容易である。</p> <p>窯の統一によって、製炭作業が基準化されたことから、岩手県木炭協会は、県内各地域で岩手窯の築窯技術指導、講習会を開催し普及に努め、県内の木炭の品質向上と安定化を図ってきた。</p> <p>岩手県も、岩手県の歴史ある優れた製炭技術を伝承するため、昭和 63 年に製炭技士認定制度を創設し、炭焼き職人の中でも特に優れた技術を有する生産者を「岩手県製炭技士」通称チャコールマイスターとして認定し、若手生産者の育成等に成果を上げている。</p>

	<p>なお、この岩手県独自の岩手窯、岩手大量窯は、主に粘土質の土を材料とした土窯で、その材料は県内各地で採れるが、特に主産地である県北地域では、窯に適した粘土質で断熱性に優れた珪藻土が採れるため、現在も多くの製炭窯が存在している。</p>
<p>特定農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績</p>	<p>岩手県の木炭生産の歴史は古く、平泉文化(1100年前後)の頃からと言われており、平泉遺跡群発掘調査では、12世紀前半の陶器窯の跡から、陶器を焼く際に炭が熱源として使われていたことが報告されている。</p> <p>明治初期は、製鉄が盛んな東北地方の工業用木炭としての需要が大半であったが、明治24年に東北本線が盛岡まで全線開通したのをきっかけに、東京へ一般燃料としての出荷を伸ばし大正元年には岩手県が「木炭生産量日本一」としての地位を確立した。</p> <p>その後も岩手県木炭協会指導のもとに新たな製炭窯の開発を行うなどの取組を継続し木炭の品質の向上と安定化を図ることで、消費者から高い評価を得ており、全国木炭生産量(黒炭・白炭)10,374トンに占める岩手県の木炭生産量は3,317トンで31%を占め、現在も日本一を維持している。(林野庁：平成28年特用林産基礎資料)</p>
<p>規則第5条第2項各号に掲げる事項</p>	<p>第13条第1項第4号ロ該当の有無：無</p>
<p>登録生産者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名</p>	<p>一般社団法人 岩手県木炭協会 岩手県盛岡市南仙北二丁目3番21号 会長(代表理事) 浦田 秀夫</p>
<p>備考</p> <p>1. [登録生産者団体の代表者氏名の変更] 変更年月日：令和3年 8月20日 (変更前) 代表者の氏名：会長(代表理事) 安藤 長質 (変更後) 代表者の氏名：会長(代表理事) 浦田 秀夫</p> <p>2. [登録生産者団体の住所の変更] 変更年月日：令和7年12月11日 (変更前) 盛岡市南仙北二丁目3番21号 (変更後) 岩手県盛岡市南仙北二丁目3番21号</p> <p>3. [特定農林水産物等の区分の変更] 変更年月日：令和7年12月11日 (変更前) 第40類 木炭類 (変更後) 第20類 木炭類</p>	

4. [特定農林水産物等の名称の変更]

変更年月日：令和7年12月11日

(変更前) 岩手木炭(イワテモクタン)、岩手切炭(イワテキリズミ)、  
IWATE CHARCOAL

(変更後) 岩手木炭(イワテモクタン)、岩手切炭(イワテキリズミ)、  
Iwate Mokutan、Iwate Kirizumi、IWATE CHARCOAL

5. [特定農林水産物等の生産の方法の変更]

変更年月日：令和7年12月11日

(変更前)

(前略)

(3) 出荷規格

精煉度が8度以内の炭質であること。

精煉度は炭化の度合いを示す。木炭表面の電気抵抗を0～9度の10段階で表示したものである。

なお、一般的に木炭下部の炭化度が低くなるので、出荷規格を満たすために一定部分を切落す。

(変更後)

(前略)

(3) 出荷規格

精煉度が8度以内の炭質であること。

精煉度は炭化の度合いを示す。木炭表面の電気抵抗を0～9度の10段階で表示したものである。

6. [規則第5条第2項各号に掲げる事項の変更]

変更年月日：令和7年12月11日

(変更前)

第13条第1項第4号ロ該当の有無：該当しない

商標権者の氏名又は名称：－

登録商標：－

指定商品又は指定役務：－

商標登録の登録番号：－

商標権の設定の登録(当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の設定の登録及び存続期間の更新登録)の年月日：－

専用使用権者の氏名又は名称：－

商標権者等の承諾の年月日：－

(変更後)

第13条第1項第4号ロ該当の有無：無